

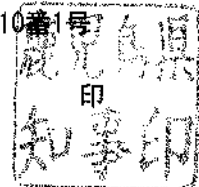
(様式例第11)

鹿児島県知事
塩田 康一 殿



鹿 医 セ 第 41 号
令和 6 年 8 月 6 日

住 所 鹿児島市鴨池新町10番1号
申請者 鹿児島県知事
氏 名 塩田 康一



県民健康プラザ鹿屋医療センターの地域医療支援病院の業務報告について

標記について、医療法第12条の2の規定に基づき、令和5年度の業務に関して報告します。

記

1 開設者の住所及び氏名

住所	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
氏名	鹿児島県

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 名称

県民健康プラザ鹿屋医療センター

3 所在の場所

〒893-0013 鹿児島県鹿屋市札元1丁目8-8

電話 (0994) 42-5101

4 病床数

精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	合計
0床	4床	0床	0床	182床	186床

5 施設の構造設備

施設名	設備概要
集中治療室	(主な設備) 病床数 7 床 ・心電図モニター・心電図計・除細動器 ・ベッドサイドモニター・輸液ポンプ・人工呼吸器 ・パルスオキシメーター・救急カート・シリンジポンプ
検査室 (一般血液・生化学・病理・細菌)	(主な設備) ・全自動生化学分析装置・浸透圧測定装置・血液ガス分析装置 ・全自動血球計数装置・全自動免疫測定装置・全自動凝固測定装置 ・HbA1c測定装置・全自動血糖測定装置・自動検尿測定装置・血液培養装置
病理解剖室	(主な設備) 解剖台
研究室	(主な設備) 机・椅子・書棚・TV・パソコン
講義室	室数 1 室 収容定員 60 人
図書室	室数 1 室 蔵所数 200 冊程度
救急用又は患者搬送用自動車	(主な設備) 保有台数 1 台
医薬品情報管理室	[専用室の場合] 床面積 21 m ²

(注) 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記入すること。

(様式例第12) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されている
ことを証する書類及び救急医療の提供実績

1. 地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率

地域医療支援病院 紹介率	80.0%	算定 期間	令和5年4月1日　～　令和6年3月31日
地域医療支援病院 逆紹介率	143.8%		
算出 根拠	A：紹介患者の数		2，105人
	B：初診患者の数		2，632人
	C：逆紹介患者の数		3，786人

(注) 1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 3 それぞれの患者数については、前年度の延数を記入すること。

(様式例第13) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
1	医 師	原口 優清	常勤 専従	8:30~17:15	
2	医 師	湯浅 敏典	常勤 専従	8:30~17:15	
3	医 師	藤田 祥次	常勤 専従	8:30~17:15	
4	医 師	平峯 温子	常勤 専従	8:30~17:15	
5	医 師	向井 麟太郎	常勤 専従	8:30~17:15	
6	医 師	福宿 愛	常勤 専従	8:30~17:15	
7	医 師	請園 友之	常勤 専従	8:30~17:15	
8	医 師	中島 三郎	常勤 専従	8:30~17:15	
9	医 師	永田 祐貴	常勤 専従	8:30~17:15	
10	医 師	風呂井 敦	常勤 専従	8:30~17:15	
11	医 師	山遠 剛	常勤 専従	8:30~17:15	
12	医 師	稲葉 泰洋	常勤 専従	8:30~17:15	
13	医 師	祝迫 洋樹	常勤 専従	8:30~17:15	
14	医 師	石坂 俊介	常勤 専従	8:30~17:15	
15	医 師	田代 英史	常勤 専従	8:30~17:15	
16	医 師	甲斐 美帆	常勤 専従	8:30~17:15	
17	医 師	森元 大樹	常勤 専従	8:30~17:15	
18	医 師	吉田 明洋	常勤 専従	8:30~17:15	
19	医 師	小倉 聡子	常勤 専従	8:30~17:15	
20	医 師	里園 秀之	常勤 専従	8:30~17:15	
21	看護師	畑中 美保子	常勤 専従	8:30~17:15	
22	看護師	平野 くるみ	常勤 専従	8:30~17:15	
23	看護師	南谷 麻衣子	常勤 専従	8:30~17:15	
24	看護師	伊集院 三和	常勤 専従	8:30~17:15	
25	看護師	川越 綾夏	常勤 専従	8:30~17:15	
26	看護師	谷口 喜代子	常勤 専従	8:30~17:15	
27	看護師	神田 恵美	常勤 専従	8:30~17:15	
28	看護師	西村 聡一郎	常勤 専従	8:30~17:15	
29	看護師	長崎 絵里子	常勤 専従	8:30~17:15	
30	看護師	湯地 聡子	常勤 専従	8:30~17:15	

31	薬剤師	上大園 智徳	常勤	専従	8:30~17:15	
32	薬剤師	大田 哲也	常勤	専従	8:30~17:15	
33	薬剤師	若松 良知	常勤	専従	8:30~17:15	
34	薬剤師	川口 正悟	常勤	専従	8:30~17:15	
35	薬剤師	和田 加奈子	常勤	専従	8:30~17:15	
36	薬剤師	堤 宗一郎	常勤	専従	8:30~17:15	
37	臨床検査技師	一松 幸喜	常勤	専従	8:30~17:15	
38	臨床検査技師	前之原 義人	常勤	専従	8:30~17:15	
39	臨床検査技師	金森 浩三	常勤	専従	8:30~17:15	
40	臨床検査技師	堀 良子	常勤	専従	8:30~17:15	
41	臨床検査技師	富永 有紀	常勤	専従	8:30~17:15	
42	臨床検査技師	江上 護	常勤	専従	8:30~17:15	
43	臨床検査技師	佛淵 悠大	常勤	専従	8:30~17:15	
44	診療放射線技師	濱崎 誠	常勤	専従	8:30~17:15	
45	診療放射線技師	前田 信博	常勤	専従	8:30~17:15	
46	診療放射線技師	白坂 紀男	常勤	専従	8:30~17:15	
47	診療放射線技師	荒田 恭平	常勤	専従	8:30~17:15	
48	診療放射線技師	鹿島 裕太郎	常勤	専従	8:30~17:15	
49	診療放射線技師	橋口 大耶	常勤	専従	8:30~17:15	
50	診療放射線技師	重原 日和	常勤	専従	8:30~17:15	
51	臨床工学士	中原 照美	常勤	専従	8:30~17:15	
52	臨床工学士	立川 佳奈	常勤	専従	8:30~17:15	

2 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	7 床
専用病床	0 床

(注) 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

3 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
救急処置室	92 m ²	(主な設備) ・超音波診断装置・生体情報モニター ・心電計・除細動器	可
放射線撮影室	312 m ²	(主な設備) ・X線撮影装置・血管撮影装置 ・CT・MRI	可
検体検査室	136 m ²	(主な設備) ・生化学分析装置・血液ガス分析装置	可

4 備考

救急告示病院

(注) 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。

既に、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知）に基づき救急医療を実施している病院にあっては、その旨を記載すること。

5 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数	1,346人 (860人)
上記以外の救急患者の数	1,205人 (529人)
合計	2,551人 (1,389人)

(注) それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

6 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	1台
---------------	----

(様式例第14) 地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用（共同利用）のための体制が整備されていることを証する書類

1 共同利用の実績

共同診療： 0件

共同手術： 0件

その他の共同利用： 467件

検査機器共同利用 CT：184件, MRI：23件, RI：260件

医療機関の延べ数 36件, 開設者と関係ない医療機関延数 36件, 病床利用率 0%

(注) 前年度において共同利用を行った実績がある場合において、当該前年度の共同利用を行った医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数、共同利用に係る病床の病床利用率を明記すること。

2 共同利用の範囲等

建物：建物の全部

設備：MRI, CT, 血管造影撮影装置, RI等

器械または器具：上記に付随する器械及び器具一式

(注) 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記すること。

3 共同利用の体制

ア 共同利用に関する規定の有無 有

イ 利用医師等登録制度の担当者 氏 名：湯浅 敏典

職 種：副院長兼地域医療連携室長

(注) 共同利用に関する規定が有る場合には、当該規定の写しを添付すること。

4 登録医療機関の名簿

	医療機関名	開設者名	住 所	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
1	小浜クリニック	医療法人常慈会	鹿屋市吾平町上名10	内科・泌尿器科	無
2	新中須医院	医療法人豊誠会	肝属郡東串良町池之原937-5	内科・麻酔科	無
3	高山胃腸科・外科	医療法人南泉会	肝属郡肝付町前田923-1	消化器科	無
4	山路医院	医療法人山路医院	肝属郡東串良町池之原141	内科	無
5	山内クリニック	医療法人啓佑会	肝属郡肝付町前田4816-2	内科	無
6	ルミコ医療ステーション	医療法人真愛会	肝属郡肝付町新富4684	内科	無
7	はらだ整形外科	原田省吾	肝属郡東串良町池之原2650-1	整形外科	無
8	肝付町立病院	肝付町長	肝属郡肝付町北方1953	内科・外科	無

11	花田整形外科・リ ウマチ科医院	医療法人道成会	鹿屋市串良町有里1-1	整形外科	無
12	春陽会中央病院	医療法人社団春陽会	肝属郡肝付町新富485	整形外科・内科	無
13	浜崎クリニック	医療法人正和会	鹿屋市向江町25-26	内科・消化器科・皮 膚科	無
14	鮫島整形外科医院	医療法人恵仁会	鹿屋市寿1丁目1-1	整形外科・リハビリ テーション科	無
15	検見崎クリニック	医療法人樹緑会	鹿屋市西原1丁目2-1	胃腸科・消化器科	無
16	えとう小児科	江藤 豪	鹿屋市礼元2丁目771-7	小児科	無
17	おひさまこどもク リニック	實満 誠	鹿屋市新川町609-1	小児科	無
18	フクダ医院	医療法人明昌会	鹿屋市寿3丁目11-2	内科・リハビリテー ション科	無
19	まつだこどもクリ ニック	医療法人 あきなお会	鹿屋市西原2丁目35-3	小児科	無
20	みやぞのクリニック	医療法人芳春会	鹿屋市田崎町2184-9	内科・循環器科	無
21	そえじまクリニック	医療法人悠祥会	鹿屋市旭原町3645-1	外科	無
22	小林クリニック	医療法人小林クリニック	鹿屋市上谷町5-30	外科	無
23	桑波田産婦人科	医療法人 桑波田産婦人科	鹿屋市朝日町7-17	産婦人科	無
24	吉重内科消化器科	医療法人幸和会	鹿屋市西大手町2-5	内科・消化器科	無
25	平瀬外科・耳鼻咽 喉科	医療法人平瀬外 科・耳鼻咽喉科	鹿屋市北田町7-1	外科・整形外科・耳 鼻咽喉科	無
26	やのファミリークリ ニック	医療法人YFC	鹿屋市寿4丁目11-22	小児科・内科・呼吸 器科	無
27	鹿屋泌尿器科	医療法人英幸会	鹿屋市新川町132-4	泌尿器科	無
28	中原クリニック	医療法人天信会	鹿屋市横山町1587-2	内科・胃腸科	無
29	恒心会おぐら病院	医療法人恒心会	鹿屋市笠之原町27-22	整形外科・外科 リハビリテーション	無
30	中塩医院	医療法人中塩医院	鹿屋市西原1丁目13-15	内科・消化器科	無
31	寿レディースクリ ニック	医療法人寿圭会	鹿屋市寿7丁目1-35	産婦人科	無
32	園田クリニック	医療法人彩苑会	鹿屋市旭原町3627-4	内科・放射線科	無
33	徳田脳神経外科病院	医療法人秋津会	鹿屋市打馬1丁目11248-1	脳神経外科	無
34	いわもと耳鼻咽喉 科医院	医療法人いわもと 耳鼻咽喉科医院	鹿屋市旭原町3644-7	耳鼻咽喉科	無
35	池田病院	医療法人青仁会	鹿屋市下蔵川町1830	内科・整形外科	無
37	おばま医院	医療法人朋愛会	鹿屋市寿2丁目2-1	内科・小児科・泌尿 器科	無
38	こだま小児科	医療法人 こだま小児科	鹿屋市笠之原町837-3	小児科・内科	無
39	前田内科	医療法人前田内科	鹿屋市本町4-2	内科	無
40	メンタルホスピタ ル鹿屋	公益社団法人 いちよしの樹	鹿屋市田崎町1043-1	精神・神経科	無
41	こだま共立クリ ニック	医療法人千一会	鹿屋市寿5丁目2-39	内科・皮膚科	無

42	いしかわ耳鼻咽喉科	医療法人恵真会	鹿屋市共栄町10-6	耳鼻咽喉科	無
43	岩重医院	医療法人岩重医院	肝属郡東串良町川東3720	内科・小児科	無
44	国立療養所星塚敬愛園	国	鹿屋市星塚町4204	内科	無
45	王産婦人科	医療法人 王産婦人科	鹿屋市寿4丁目6-44	産婦人科	無
46	田村脳神経外科クリニック	医療法人ゆうか	鹿屋市川西町4475-3	脳神経外科	無
47	ひろた耳鼻咽喉科	医療法人 ひろた耳鼻咽喉科	鹿屋市札元2丁目3808-1	耳鼻咽喉科	無

注 当該病院と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記入すること。

常時共同利用可能な病床数	20床
--------------	-----

(様式例第15) 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することの証明

1 研修の内容

	参加人数
大隅緩和ケアネットワーク	
5月26日 事例検討	35
7月28日 肺がん終末期患者の1経験症例～緩和ケアチーム介入を通して～	33
9月22日 末梢神経障害に対する薬物療法	43
11月10日 PHRで変わる医療、進む地域医療連携 ～PHRをベースにした専門医療情報の共有～	85
1月26日 タキサン系薬剤の副作用（爪障害）について8:30～17:15 ～外来化学療法室での取り組み～	31
3月22日 在宅療養を望む患者を支える家族・医療連携と、終末期症状への対応	33
R5年6月10日 ELNEC-J in 大隅	25
R5年9月17日 がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会	18
R6年2月3日 手術室看護研修会 1. 高齢者の周手術期看護について 2. 手術看護認定看護師との意見交換	49
R6年2月8日 大隅地区産科看護研修会 妊娠高血圧症候群の病態と管理について	37
R6年3月10日 こんなときどうする？ 子どもの救急	50

2 研修の実績

(1) 地域の医療従事者への実施回数	11回
(2) (1) の合計研修者数	439人

(注) 1 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものを記入すること。

(注) 2 (2) には、前年度の研修生の実数を記入すること。

3 研修の体制

- ア 研修プログラムの有無 有
イ 研修委員会設置の有無 有
ウ 研修指導者

研修指導者氏名	職 種	診療科	役 職 等	臨床経験数	特記事項
原口 優清	医師	外科	院長	40年	教育責任者
中島 三郎	医師	外科	副院長兼外科部長	32年	
永田 祐貴	医師	消化器外科	部長	10年	
湯浅 敏典	医師	内科	副院長兼内科主任部長	27年	
藤田 祥次	医師	内科	内科部長兼総合診療科部長	24年	

平峯 温子	医師	循環器科	部長	11年	
山遠 剛	医師	小児科	部長	21年	
田代 英史	医師	産婦人科	部長	14年	
吉田 明洋	医師	麻酔科	部長	9年	

(注) 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

4 研修実施のための施設及び設備の概要

施設名	床面積	設備概要
講堂	90.88㎡	音響装置、ビデオプロジェクター、電動スクリーン
会議室	27.69㎡	シャーカステン

(様式例第16) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

管理責任者氏名	院長 原口 優清
管理担当者氏名	次長 長谷 聡士 経営課長 新 浩二郎 総看護師長 鶴田 恵

		保管場所	分類方法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約		各該当セクション及び経営課で保管	年度別に整理
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績	経営課	年度別に整理
	救急医療の提供の実績	経営課	年度別に整理
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	総務課	年度別に整理
	閲覧実績	経営課	年度別に整理
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿	経営課	年度別に整理

(注) 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

(様式例第17) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

閲覧責任者氏名	事務長 増山 英明
閲覧担当者氏名	経営課課長 新 浩二郎, 経営係長 南田 聖子
閲覧の求めに応じる場所	経営課
閲覧の手続の概 開示請求書受理 → 開示・不開示の審査 → 開示・不開示決定通知 → 手数料納付	

前年度の総閲覧件数		13件
閲覧者別	医師	0件
	歯科医師	0件
	地方公共団体	0件
	その他	13件

(様式例第18) 委員会の開催の実績

委員会の開催回数	2回	
委員会における議論の概要		
令和5年度第1回地域医療支援病院管理運営委員会 令和5年8月3日(木) 報告事項並びに協議 1. 鹿屋医療センターの診療体制 2. 令和4年度紹介率・逆紹介率・紹介患者 3. 救急医療 4. 相談件数報告 5. 令和4年度医療従事者研修会実績報告 令和5年度第2回地域医療支援病院管理運営委員会 令和6年3月7日(木) 報告事項並びに協議 1. 鹿屋医療センターの診療体制 2. 令和5年度上半期(4月～9月)紹介率・逆紹介率・紹介患者 3. 救急医療 上半期(4月～9月) 4. 相談件数報告 上半期(4月～9月) 5. 令和5年度上半期(4月～9月)医療従事者研修会実績報告		

(注) 委員会の開催回数及び議論の概要については、前年度のものを記載すること。

(様式例第 19) 患者相談の実績

患者相談を行う場所	地域医療連携室 がん相談支援センター
主として患者相談を行った者 (複数回答可)	副地域医療連携室長 看護師 社会福祉士 医療福祉相談員
患者相談件数	3, 3 2 6 件
患者相談の概要	
がん治療	1 2 3 件
がんの検査	2 4 件
症状・副作用・後遺症	1 8 4 件
妊孕性・生殖機能	0 件
アピアランス	1 0 件
セカンドオピニオン(一般)	5 件
セカンドオピニオン(受入)	1 件
セカンドオピニオン(他へ紹介)	5 件
治療実績	1 件
臨床試験・先進医療	0 件
受診方法・入院	7 7 件
転院	7 6 件
医療機関の紹介	2 6 件
がん予防・検診	2 件
在宅医療	2 0 7 件
ホスピス・緩和ケア	6 4 件
食事・服薬・入浴・運動・外出など	2 3 6 件
介護・看護・養育	3 1 5 件
社会生活(仕事就労)	3 3 件
社会生活(学業)	6 4 件
医療費・生活費・社会保障制度	3 3 6 件
補完代替療法	0 件

生きがい・価値観	2 8 2 件
不安・精神的苦痛	3 2 9 件
告知	3 件
医療者との関係・コミュニケーション	2 3 2 件
患者・家族間の関係・コミュニケーション	1 7 7 件
友人・知人・職場の人間関係・コミュニケーション	1 2 件
患者会・家族会（ピア情報）	5 件
不明	2 件
その他	1 7 0 件
介護保険	1 7 1 件
退院	1 5 5 件

(注) 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が同定されないよう配慮すること。

(様式第 20)

その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類

1 病院の機能に関する第三者による評価

① 病院の機能に関する第三者による評価の有無	有
・評価を行った機関名、評価を受けた時期 日本医療機能評価機構 (R5.3)	

(注) 医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構等による評価があること。

2 果たしている役割に関する情報発信

① 果たしている役割に関する情報発信の有無	有
・情報発信の方法、内容等の概要 ホームページ 施設概要、診療実績、入院・外来案内、医療連携 病院広報誌	

3 退院調整部門

① 退院調整部門の有無	有
・退院調整部門の概要 地域医療連携室 看護師 2 名 社会福祉士 3 名	

4 地域連携を促進するための取組み

① 地域連携クリティカルパスの策定	有
・策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容 がん (胃・大腸・肝・乳・子宮)	

県民健康プラザ鹿屋医療センター

開放型病床運営規程

(目 的)

第1条 この要綱は、県民健康プラザ鹿屋医療センター（以下「病院」という）と大隅地域の医療機関との連携及び協議により、病院内に開放型病床を設置し、包括的で一貫性のある医療の提供を行い、地域医療の充実を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程の「開放型病院」とは、当病院に登録された登録医が、その登録医にかかわる患者を当病院に入院させ、登録医と病院医師が協力して、診療業務を行うことができる病院をいう。

(開放型病院の病床数)

第3条 開放型病院の病床数は20床とする。（4病棟にそれぞれ5床）

(登 録 医)

第4条 開放型病院を利用しようとする地域の医師は、病院に登録するものとする。

(運営委員会)

第5条 開放型病院を効率的かつ円滑に運営するため、開放型病院運営委員会（以下「運営委員会」という）を院内に設置する。

(入院および退院)

第6条 登録医は、開放型病院へ患者を入院させようとするときは、診療状況を示す文書を添えて病院の担当医師に連絡するものとし、病院医師の許可の後入院させるものとする。また、病院医師は、24時間体制で速やかに紹介患者を受け入れる最大限の努力を払うものとする。

2 退院にあたっては、病院主治医と登録医が協議するものとする。

(診 療)

第7条 登録医が診療を行うときは、診療時間等病院主治医とあらかじめ協議する。診療は原則として病院主治医と同時診療とする。また、診療を行ったときは、その都度診療録に記載するものとする。

2 前項の診療録は、病院医師と登録医の間で公開制とする。

(報 酬)

第 8 条 当該患者の入院中の診療報酬は、病院に帰属する。ただし、開放型病院共同指導料(Ⅰ)は登録医に帰属する。

(カンファレンス)

第 9 条 病院主治医は、当該患者の病態につき、登録医に説明かつ討議し、あるいは病状要約する等、オープン化の実を上げるように努める。

- 2 開放型病院における症例については、必要の都度症例検討会を開催し、研修に努める。

(守秘義務)

第 10 条 病院と、登録医はともに業務上の守秘義務を厳守する。
病院は登録医及び患者のプライバシーの尊重に関し、細心の注意を払い、業務上の守秘義務を同様に扱うものとする。

(医療事故賠償責任)

第 11 条 開放型病院における医療事故については、病院が当事者として対応する。
ただし、必要があれば医師会及び登録医に協力をお願いする。

(資料の持ち出し禁止)

第 12 条 登録医は、開放型病院にかかわる患者の診療録、フィルム等一切の資料の持ち出しは原則として出来ない。

(附属施設の利用)

第 13 条 登録医は、病院内のすべての設備、検査機器、器械または器具を利用できる。

(その他)

第 14 条 規程の変更等については、運営委員会で協議する。
2 この規程に定めていない開放型病院の取扱いについては、別に定める。

附 則

この規程は平成 18 年 9 月 12 日から施行する。